

活動保障費に関する規則

(総則)

第1条 本規則は、東京大学教養学部学友会学生理事会の理事、総務、および総務候補者に支給する活動保障費について定める。

第2条 活動保障費は、理事、総務、および総務候補者の公共性を推進するとともに責任を自覚させ、業務の活性化を図っていくことを目的とする。

(支給範囲及び金額)

第3条 活動保障費の金額は、別表1から別表2までの通り定める。

2 やむをえず在宅で行った業務も、活動保障費の支給対象とすることができる。

3 業務のために発生する交通費は、活動保障費とは別に支払われる。ただし、交通費が発生した理事、総務、総務候補者が請求した場合に限る。請求する交通費は、合理的かつ経済的なものでなければならない。

(請求)

第4条 活動保障費を請求するもの（以下、請求者）は、学生理事会が定める様式により、活動時間と活動内容を報告し、活動保障費を学生理事会に請求する。

2 活動時間の記録は5分単位とする。

3 活動時間の記録は正確を期さなければならない。

4 活動時間は合理的なものでなければならない。

(支給)

第5条 学生理事会は請求者に対して、請求があれば、前月分までの活動保障費を、請求があつてから14日以内に、本人に現金で支払わなければならない。

2 活動保障費の請求が不当なものと認められる場合には、その請求分について支払わないことができる。ただし、すみやかに当該請求者から事情を聞き、本人からの求めがある場合は、学生理事会において審議しなければならない。

3 請求者は、6ヶ月前以前の分の活動保障費について、請求することができない。

4 総務候補者は、総務として理事会で承認されるまで、活動保障費を請求することができない。ただし、総務として理事会で承認された後は、総務候補者のときに行った業務分も含めて、活動保障費を請求することができる。

(減額)

第6条 特定の理事が次に掲げる各号に該当すると認められる場合、教官評議員会を除く評議員会各会において、出席者の過半数の賛成によって活動保障費の減額を審議し決定することができる。ただし、その審議において、当該理事に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 業務に怠慢がある場合
- 二 故意または過失により学友会、学友会会員、他の団体または個人に損害を与えた場合

第7条 特定の総務が次に掲げる各号に該当すると認められる場合、学生理事会において、出席者の過半数の賛成によって活動保障費の減額を審議し決定することができる。ただし、その審議において、当該総務に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 業務に怠慢がある場合
- 二 故意または過失により学友会、学友会会員、他の団体または個人に損害を与えた場合

(予算案の作成)

第8条 学生理事会は、活動保障費の予算額が不足しないよう予算案を作成しなければならない。

(改廃)

第9条 この規則は、教官評議員会を除く評議員会各会の議決をもってこれを改正または廃止する。また、学生理事会の議決によって、学生理事会はこの規則の改廃を評議員会各会に発議することができる。

別表

別表1

割り振り議長の業務以外に適用

理事、総務、総務候補者共通

支給金額

窓口業務：時給 800 円

学生理事会（総務、及び総務候補者も出席可能）への参加：時給 800 円

その他の業務：時給 1000 円

別表 2

職位給

体育館会議議長：10,000 円/月

体育館会議副議長：5,000 円/月

柏蔭舎会議議長：1,500 円/月

多目的ホール会議議長：20,000 円/月

コミュニケーション・プラザ割り振り会議議長：10,000 円/月

付 2017年06月16日の評議員会において可決、その月から施行